※市外局番は書いてあるものを除きすべて042です。

退職・就職したら国民健康保険の加入・脱退の手続きをしましょう

市内に住所があって勤務先の健康保険などに加入していない方は、国民健康保険に必ず加入することになります。

会社などを退職し勤務先の健康保険を脱退したとき、または会社などに就職して勤務先の健康保険に加入したときには、国民健康保険の加入・脱退の手続きが必要です。忘れずに14日以内に手続きをしてください。

※国民健康保険加入・脱退手続きに必要な書類などは、左表を参照してください。また、手続きには世帯主および対象となる方のマイナンバー（個人番号）確認書類（通知カードなど）と手続きする方の身元確認書類（免許証など）が必要です。加入手続きの場合は、既に国民健康保険に加入している方のマイナンバー確認書類も必要になります。

勤務先の健康保険に入れませんか

会社、工場などの法人や従業員が5人以上の個人事業所に勤務している方と、その家族は、勤務先の健康保険や厚生年金などへの加入が法律で義務付けられていて、病気やけがをしたときに必要な保険給付が行われ、生活を安定させる仕組みが取られています。そのため、このような方は国民健康保険に加入することができませんので、ご注意ください。

パートやアルバイトの方でも、勤務先の健康保険や厚生年金に加入しなければならない場合があります。勤務先の健康保険への加入については、職場の担当者や全国健康保険協会へご相談ください。

※「法人」とは公・私法人、営利法人、公益法人、社団法人や財団法人を問いません。一般的には、商法により設立された会社で、社会福祉法人、医療法人、学校法人などの特殊法人や公法人である都道府県、市区町村の地方公共団体も含まれます。

問い合わせ先

▼健康保険に関すること＝全国健康保険協会東京支部☎03・6853・6111▼**厚生年金に関すること**＝武蔵野年金事務所☎0422・56・1411▼**労働基準・労災に関すること**＝三鷹労働基準監督署☎0422・48・1161

詳しくは保険年金課国保年金資格係☎470・7732へ。

国民健康保険への加入・脱退手続き

国民健康保険に加入するとき	必要な書類など
市内に転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、認め印
勤務先の健康保険をやめたとき	勤務先の健康保険をやめた証明書（資格喪失証明書など）、認め印
勤務先の健康保険の被扶養者から外れたとき	被扶養者から外れた証明書、認め印
子どもが生まれたとき	被保険者証、母子健康手帳、分娩に係る領収明細書、世帯主名義の口座番号が分かるもの、認め印
生活保護を廃止されることになったとき	生活保護廃止決定通知書、認め印
国民健康保険を脱退するとき	**必要な書類など**
市から転出するとき	被保険者証、認め印
勤務先の健康保険に入ったとき、被扶養者になったとき	国保と勤務先の両方の被保険者証（全員分）、認め印
死亡したとき	被保険者証、喪主であることが確認できるもの（会葬お礼のはがき、葬儀代の領収証）、喪主の口座番号が分かるもの、認め印
生活保護を受けることになったとき	生活保護開始決定通知書、認め印

※手続きには、世帯主および対象となる方のマイナンバー確認書類（通知カードなど）と手続きする方の身元確認書類（免許証など）が必要です。また、住民票が同一世帯の方で既に国民健康保険に加入している方がいる場合には、その方のマイナンバー確認書類も必要です。
※国保の資格がなくなってから国保の保険証を使用して医療を受けた場合、市が医療機関へ支払った医療費を返還していただきますので、ご注意ください。

2019年度 地域の底力発展事業助成 申請事業を募集中

都では、地域活動の担い手である町会・自治会が主催して行う地域の課題を解決するための取り組み（催し・活動など）を支援するため、「地域の底力発展事業助成」を実施しています。

【対象団体】都内に所在する町会・自治会

【対象事業】次の①～④の通り

①地域の課題解決のための取り組み

②都が取り組む特定施策の推進につながる取り組み5区分▼防災・節電活動▼青少年健全育成活動▼高齢者の見守り活動▼防犯活動▼オリンピック・パラリンピック気運醸成活動

③複数の単一町会・自治会が共同して実施する地域の課題解決のための取り組み

④単一町会・自治会が他の地域団体（町会・自治会・自治体を除く）と連携して実施する地域の課題解決のための取り組み

【募集期間（事前相談期間）】4月1日（月）～5月17日（金）▼6月3日（月）～8月16日（金）▼9月2日（月）～10月25日（金）

詳細は都生活文化局ホームページ（http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/chiiki_tabunka/chiiki_katsudo/chiikiryoku/0000000966.html）をご覧ください。

申し込みと詳しくは同局地域活動推進課☎03・5388・3166へ。

障害者福祉事業 タクシーなどの移送代、ガソリン費などを助成します

市では、市内在宅で身体障害者手帳1・2級および3級（内部障害のみ）または愛の手帳1・2度をお持ちの方を対象に、タクシー代またはガソリン費を助成しています（左上表1）。助成には所得制限があります（左下表2）。なお、施設入所している方、入院している方は受給できません。

申請がまだの方は障害福祉課（市役所1階）で申請を行ってください。申請した月からの認定になります。

すでに受給している方は、所得制限などの審査を行い、4月以降も更新となった場合は、更新の案内を5月末までに送付します。また、長期入院（3カ月以上）や施設入所した方は消滅の届け出が必要です。

タクシーからガソリン（またはガソリンからタクシー）へ助成の変更を希望する方は同課へご相談ください。

※変更は、申請月からの認定にはならない場合があります。

詳しくは同課管理係☎470・7747へ。

表1　福祉タクシー事業・ガソリン費助成事業の対象・内容など

区分	福祉タクシー事業	ガソリン費助成事業
対象	①身体障害者手帳1・2級（内部障害は3級） ②愛の手帳1・2度	
助成内容	6カ月間上限1万円	3カ月間上限8,250円 （1ℓにつき55円。150ℓまで）
請求方法	請求書に領収書・レシートを添付して提出	
請求月	4月・10月	4月・7月・10月・1月
申請に必要なもの	①身体障害者手帳または愛の手帳 ②認め印（スタンプ式は不可） ③本人の口座が分かるもの ④車検証（ガソリン費助成申請の場合のみ） ※登録車両は本人または同居親族の車両のみ。 ⑤30年度課税（非課税）証明書（転入などで東久留米市で所得確認ができない方のみ）	

表2　福祉タクシー事業・ガソリン費助成事業の所得制限限度額

扶養親族数	所得制限限度額
0人	473万5,000円
1人	516万8,000円
2人	560万3,000円
3人	603万8,000円
4人	647万3,000円
5人	690万8,000円

※扶養親族数6人以降は、1人増すごとに43万5,000円を加算します。
※ガソリン費助成は世帯全員の所得確認が必要です。

自治会活動のご案内 ～地域参加への第一歩～

身近な暮らしを支えるネットワーク

自治会は個人では対処することが難しい災害時の助け合いや防犯対策などを行うことを通じて、地域のつながりを深め活性化するさまざまな活動をしています。災害はいつ発生するか分かりません。しかし、いざというときに地域で協力しようとしても、お互いのことを知らなければ、スムーズな助け合いもできません。そのためにも日ごろから近隣と交流・親睦を図りながら、住民同士のつながりを持つことが大切です。

市内には、明るく住みやすい地域づくりを行うために組織された自治会が約130団体あります。自治会では、資源ごみの集団回収などの環境美化活動、犯罪抑止のための防犯ウオーキングや防災訓練、親睦を深めるためのフリーマーケットや各種レクリエーションなど身近でさまざまな活動が行われ、多くの方が参加しています。昨今ではライフスタイルや価値観の変化により、現役世代の加入率が減少し、活動に支障をきたす自治会も多くなっています。地域でお互いが支え合うためには、世代を超えて、皆さん一人ひとりの協力が必要です。自治会への加入は任意ですが、地域に住む人々が交流を深め、よりよい地域づくりをするためにも、ぜひ加入しましょう。

自治会の活動形態は地域によって異なります。加入をお考えの場合は、お近くの代表者または役員に申し出て、手続きをしてください。また、代表者や役員が分からない場合は生活文化課☎470・7738へ問い合わせてください。

自治会の登録

市では、自治会活動に対する支援を行うために、自治会の登録を行っています。登録すると、自治会補助金の対象になるなどの支援が受けられます。これから自治会を作りたい、または自治会はあるけれど市へ登録をしていない地域の方は同課へご連絡ください。

詳しくは同課へ。

国民年金だより

4月から国民年金第1号被保険者の産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の国民年金保険料の免除制度が始まります。免除が認められた期間は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。また、付加保険料の取り扱いは、他の免除制度と違い、希望する方は納付できます。

【免除期間】出産予定日または出産日の月の前月から4カ月間（多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日の月の3カ月前から6カ月間）

※出産とは、妊娠85日（4カ月）以降の出産をいいます（死産、流産、早産を含む）。

【対象】国民年金第1号被保険者で、出産日が31年2月1日以降の方

【必要書類】出産前に届け出する場合＝母子健康手帳など

出産後に届け出する場合＝出産日を市役所で確認できるため原則不要。被保険者と子が別世帯など親子関係が不明なときは、出生証明書など出産日と親子関係を明らかにする書類▼**基礎年金番号で届け出する場合**＝年金手帳など基礎年金番号が分かるもの▼**マイナンバーで届け出する場合**＝窓口で届け出する場合は、マイナンバーカードまたは通知カード、個人番号が記載された住民票の場合は身元確認書類（運転免許証など）の提示が必要です。郵送での届け出は、これらの必要書類の写しを添付してください

届け出用紙は日本年金機構ホームページ（https://www.nenkin.go.jp/）から取得できます。

【届け出方法】出産予定日の6カ月前から必要書類と認め印を持参の上、市役所保険年金課へ

詳しくは武蔵野年金事務所☎0422・56・1411へ。